

## 地域密着型サービス事業所の指定について

---

# 地域密着型サービス事業者の指定について

## 【地域密着型通所介護（小規模デイサービス）】

### 1. 指定申請の概要

所在地	米子市米原7丁目2番18号
事業所の名称	ハピネリハビリテーション颯
事業主体	株式会社ハピネライフ光
サービス種別	地域密着型通所介護
定員	18人
サービス提供時間	1単位目（午前9時15分～12時15分） 2単位目（午後1時30分～4時30分）

ハピネリハビリテーション颯は、平成28年4月の小規模通所介護事業所の地域密着型通所介護移行により境港市のみなし指定を受けている事業所である。この事業所の事業主体である株式会社ハピネライフケアが、平成29年9月1日付けで株式会社ヘルスケア光と合併し、株式会社ハピネライフ光となることに伴い、みなし指定が受けられなくなるが、現在、境港市を保険者とする利用者が1名いるため新規事業所として指定申請をした。

### ◎地域密着型通所介護とは

介護保険法の改正により、小規模な通所介護事業所（利用定員18人以下）については、平成28年4月1日から地域密着型サービスに移行し、「地域密着型通所介護」になりました。地域密着型サービスの主な特徴として、指定が市町村単位で行われるため、原則、事業所を所管する市町村の住民以外は利用できません。

ただし、平成28年4月1日に通所介護から地域密着型通所介護に移行した事業所は、所在地市町村外の利用者であっても、平成28年3月31日時点で利用者であれば、その利用者の保険者から自動的にみなし指定を受けることとなり、平成28年度以降も地域密着型通所介護の利用を継続することができます。このみなし指定は移行前にいた利用者限定して適用されるため、平成28年4月1日以降に所在地市町村外の住民を受け入れるには、所在地市町村の同意を得た上でその市町村から新たな指定が必要になります。

## 2. 人員基準

### (1) 介護職員 … 常勤・専従3名

単位ごとに、地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該地域密着型通所介護を提供している時間数で除して得た数が15人までは1以上、15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上配置すること。

・地域密着型通所介護の単位ごとに常時1人以上配置する必要があります。

### (2) 看護職員 … 非常勤・兼務（機能訓練指導員）5名配置

地域密着型通所介護の単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専従する必要はないが、提供時間帯を通じて事業所と密接かつ適切な連携を図るものとし、その提供に当たる者1名以上配置すること。

### (3) 生活相談員 … 常勤・専従2名配置

生活相談員（専ら当該地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上配置すること。

### (4) 機能訓練指導員 … 常勤・専従1名、常勤・兼務（管理者）1名、 非常勤・兼務（看護職員）5名配置

1以上配置すること。

### (5) 管理者 … 常勤・兼務（機能訓練指導員）1名配置

原則専らその職務に従事する常勤の者1名を配置すること。

※地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

## 3. 設備基準（設備概要）

設 備		基準概要
食堂及び機能訓練室（面積）	1（107.7㎡）	それぞれ必要な広さを有すること。（支障がない場合は同一の場所とすることも可） 合計した面積が、3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上であること。
静養室	1（4.8㎡）	
相談室	1（12.3㎡）	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。
事務室	1（6.4㎡）	